

2023年7月24日

株式会社千葉銀行
ちばぎん証券株式会社

関東財務局による行政処分に基づく業務改善報告書の提出について

本年6月23日、株式会社千葉銀行（取締役頭取：米本 努、以下「千葉銀行」）は、金融商品取引法第51条の2に基づき、関東財務局より、仕組債の勧誘販売に係る金融商品仲介業務に関し、投資者保護上の問題が認められる状況に係る行政処分（業務改善命令）を受けました。また、ちばぎん証券株式会社（取締役社長：稲村 幸仁、以下「ちばぎん証券」）は、金融商品取引法第51条に基づき、関東財務局より、仕組債の勧誘販売につき適合性原則に抵触する業務運営の状況に係る行政処分（業務改善命令）を受けました。

上記の各業務改善命令に基づき、本日、千葉銀行及びちばぎん証券は、それぞれ業務改善報告書を関東財務局に提出いたしました。

広範囲にわたり調査を行っているため、改善・再発防止に向けた取組み及び関与者の処分等につきましては、改めてお知らせいたします。

今回の業務改善命令を受ける事態に至ったことにつきまして、深く反省いたしますとともに、お客さまをはじめ、関係する皆さんに多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを、あらためて心よりお詫び申し上げます。

千葉銀行及びちばぎん証券といたしましては、この度の事態を厳粛に受け止め、引き続き全社をあげて改善・再発防止に取り組み、お客さまをはじめ関係者の方々からの信頼回復に努めてまいります。

以上